

『信託法』補遺

2018年10月

2018年7月、民法（相続関係）の改正が国会で成立し、公布された。遺留分に関する規律についても大幅な変更が行われ、その部分は公布から1年以内に施行されることになっている。

現行法との最も大きな違いは、改正法においては、遺留分に基づいて贈与等を「滅殺」、つまり、その効力を消滅させるという構成ではなく、自己の遺留分が侵害された者（及びその承継人）は、遺留分侵害者に対して、侵害額に相当する金銭の支払を求める、という制度としたことである。

そのことによって、本書の記述に若干の変更が求められることになる。

62頁(5)である。

さて、この制度の下においても、現行法と同様に、①信託が設定され、当初信託財産が受託者に対して処分されることを遺留分侵害行為であるにとらえるか、②信託設定そのものは問題とせず、受益者の受益権取得を遺留分侵害行為にとらえるか、あるいは、③その双方が一体となって遺留分侵害行為となると考えるか、という問題が生じる。

まず、①であると見ると、改正法下では、遺留分侵害額について、金銭的な支払義務を負う（改正民1046条1項）。これについて受託者が固有財産で負担する理由はなく（信託法21条1項9号に該当すると考えるほかはあるまい）、したがって、受託者はその支払を信託財産に属する財産をもって行い、または、信託財産から償還を受けることができる（信託48条1項）。しかし、そうすると、他者の遺留分を侵害しないかたちで受益権を取得した者が存在するときも、信託設定全体が影響を受けることになり、信託法が、詐害信託の規律において、善意の受益者を害さないように、悪意の受益者に対する受益権の移転請求を基本としていること（→133頁）と一貫しない。したがって、①は採用できず、同様に③も妥当でない。その結果、改正前と同様に、②の考え方をとるべきであり、受益権取得によって他者の遺留分を侵害した受益者は、金銭的な支払義務を遺留分権利者に対して負うことになる。

なお、63頁(5)(ウ)の2行目において、「民1033条」とあるところは、改正法によって、「民1047条1項1号」となる。